

天理市デマンド型乗合タクシー運行業務仕様書

公募型プロポーザル方式にて下記業務を委託する事業者を決定するに当たり、事業者の企画提案方法については「天理市デマンド型乗合タクシー運行業務に係る公募型プロポーザル実施要領」によるところであります。業務内容の詳細については、この仕様書にて定めます。

1. 目的

市内の公共交通空白地帯と、市中心部の駅、市役所、病院、スーパーマーケット等を結ぶデマンド型乗合タクシーの運行を、天理市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）から交通事業者（以下「事業者」という。）に委託して実施するものです。

2. 委託事業名 天理市デマンド型乗合タクシー運行業務

3. 事業主体 天理市地域公共交通活性化協議会

4. 運行主体

運行開始までに道路運送法における一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得する見込みの事業者であること。

5. 業務委託期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

※契約は年度ごとに締結する。

6. 運行地域

天理市全域

※運行については、北エリア、南エリア、西エリア、東エリアの 4 エリアに分けて行うものとする（別図 1 を参照）

7. 業務内容

(1) 運行方式 定時ダイヤ型、区域運行方式

各エリアの指定された停留所から市中心部の駅、病院等の目的地間の輸送
(利用者登録された方のみを対象)

(2) 運行車両について

①運行車両

セダン型タクシー（緑ナンバー） 乗客 4 名
有償運行を実施するため営業車である必要がある。

②運行車両台数

各エリア 1 台。ただし、定員を超える（5 人以上）乗車予約が発生した場合は、1 台まで増便。（1 台以上の予備車両を確保すること）

③車両表示

車両の両側面にデマンドタクシーと運行区域が分かるようにマグネットシートを貼付（協議会にて準備し、事業者に必要な数を貸与）

（３）乗降所

市中心部と各エリアに乗降所を設置。

①市中心部の乗降所・・・別図２のとおり

②各地区の停留所

北地区の乗降所・・・別図３のとおり

南地区の乗降所・・・別図４のとおり

西地区の乗降所・・・別図５のとおり

東地区の乗降所・・・別図６のとおり

※市中心部から各エリア向けの利用時に乗降所付近での降車を可能とすること。ただし、基本的な運行ルートからはずれていない事、および目的地とする乗降所と同一町内であることを原則とする。

③乗降所の表示

路面貼付シートにより表示（協議会において準備）

（４）運行方法

予約による時間固定型。予約のあった時のみ運行

①１運行とは

天理駅を出発し、市中心部の予約客を乗車させた後、各地の運行エリアで降車。そのまま、運行エリアで予約客を乗車させ、市中心部で降車させるまで。

②運行日

月曜日から金曜日までの週５日間とする。

※ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までは運休とする。

③運行時間（天理駅出発時刻）

北南西エリア：８時、１０時、１２時、１４時、１６時の１日５回

東エリア：８時３０分、９時３０分、１３時、１４時、１６時の１日５回

④乗車料金

・西エリア、南エリア、北エリア・・・３００円

・東エリア・・・５００円

※未就学児は無料とするが、保護者の同伴が条件

※障害者と介助人は半額とする。障害者とは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保持し、乗車時に手帳を提示できる者とします。

（５）予約方法

電話、ＦＡＸでの予約とする。（登録者のみ）

①予約方法

各事業者の配車システムを活用し、予約受付、問合せ等への対応、配車管理を行う。

②オペレーターの手配

利用者が電話予約受付を行うためオペレーターを置く。オペレーターは、必要に応じ配車

指示または利用者からの問合せ等について対応する。なお、オペレーターについては、本業務に対する専属性は求めないものとする。

③予約時間等

乗車を希望する日の1週間前（7日前）から前日の午後5時まで。なお、第3便以降の予約は当日の2時間前までに予約。

④予約確認

乗合のため各停留所への到着時間がまちまちである。予約締切後に運行計画を作成し、事業者から利用者に乗車時間を知らせること。

（6）運行記録の報告

利用者数、料金、走行距離等の運行記録に関する日報を作成し提出する。

（7）事故報告

事故等が発生した場合は、迅速かつ的確に対応し、速やかに報告するとともに事故報告書を提出すること。

（8）苦情処理

利用者からの苦情等に誠実に対応するとともに、苦情の処理について苦情等処理報告書を提出すること。

8. 利用対象者

事前に利用者登録し、登録証の発行を受けた、天理市に在住する市民とします。なお、利用者募集、申込み受付、登録証の発行は協議会で行い、運行開始の2週間前には事業者に登録者名簿を配布する予定です。また、運行開始後も利用者の募集を行いますので、登録証を発行した名簿は順次（月2回程度）、事業者にお知らせします。

9. 委託料

委託料の支払いについては、運行経費から運賃収入を差し引いた額を、委託料として支払うものとします。なお、運行経費は運行回数に1運行の単価を乗じたものとなります。

10. その他

この仕様書に定めるもののほか、デマンド型乗合タクシー運行業務に関して必要な事項は、協議会及び事業者の双方による協議により別途定めるものとする。

11. 問い合わせ・提出先

天理市市長公室総合政策課内

天理市地域公共交通活性化協議会 事務局（担当：岡島・岡本）

〒632-8555 天理市川原城町 605

TEL 0743-63-1001（内線）462・463 FAX 0743-62-5016

E-mail sougou@city.tenri.nara.jp